【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月27日提出
【計算期間】	第29期(自 2024年3月28日至 2025年3月27日)
【ファンド名】	アジア未来成長株式ファンド
【発行者名】	ベアリングス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 華　文傑
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号　京橋エドグラン
【事務連絡者氏名】	宮本　久美子
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号　京橋エドグラン
【電話番号】	03-4565-1058
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
主として、アジア未来成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行うことを基本とします。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信
		その他資産（　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回	欧州		（　）
公債	（隔月）			
社債		アジア		
その他債券	年 12 回			
クレジット属性	（毎月）	オセアニア		
（　）				
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他	アフリカ		
その他資産（投資信託証券（株式 一般））	（　）			
		中近東（中東）		
資産複合（　）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（株式(一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上

の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1. 主として、アジア未来成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、**アジア諸国・地域（日本を除く）の製造業に関連した銘柄**に投資します。
2. 個別銘柄の選定にあたっては、**成長性から見て株価が割安な銘柄**に着目します。
3. 実質組入外貨建資産については、**原則として為替ヘッジを行いません。**
4. マザーファンドの運用にあたっては、**ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ（シンガポール法人）**に運用指図に関する権限を委託します。

主な投資対象国・地域の一例

※これらは、主な投資対象国・地域の一例であり、常にこれら全てに投資するわけではありません。また、これら以外にも投資する場合があります。
※投資対象国・地域は、運用状況により変動します。

※資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの運用プロセス

今後5年程度で高い利益成長を達成する可能性が高く、**強固なビジネス基盤や財務体質、優れた経営陣**を有する企業に**割安と判断された株価**で投資します。

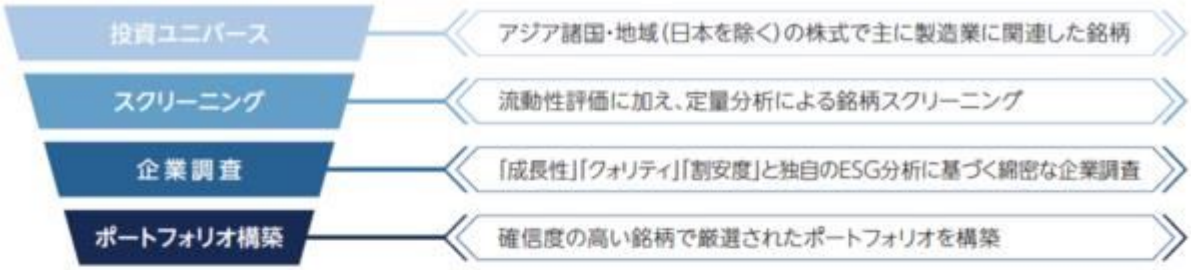

※資金動向および市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。（2025年4月末現在）　出所：ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者（受益者）の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

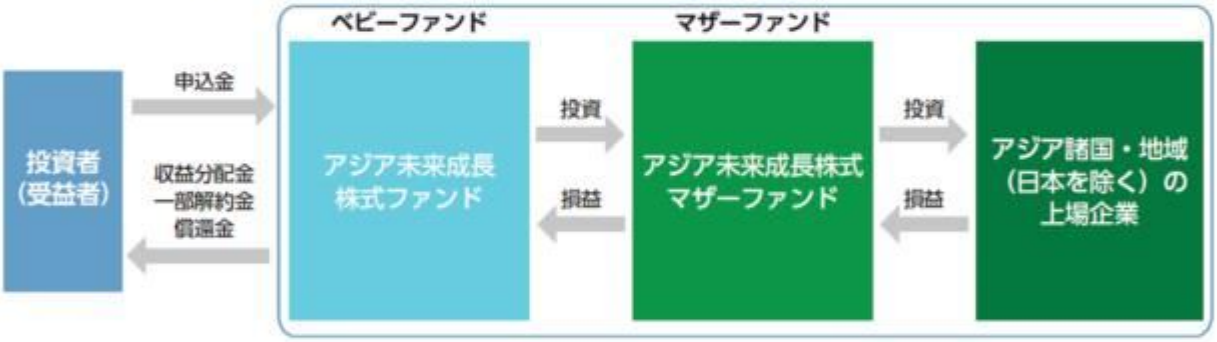

■ 主な投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

毎年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
② 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

④　信託金限度額
・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

1996年3月28日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2007年1月4日
・投資信託振替制度に移行
2007年6月25日
・新たに「アジア製造業マザーファンド」を設定しファミリーファンド方式とする旨の約款変更
2021年12月28日
・ファンド名称変更

新名称：アジア未来成長株式ファンド
旧名称：アジア製造業ファンド

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

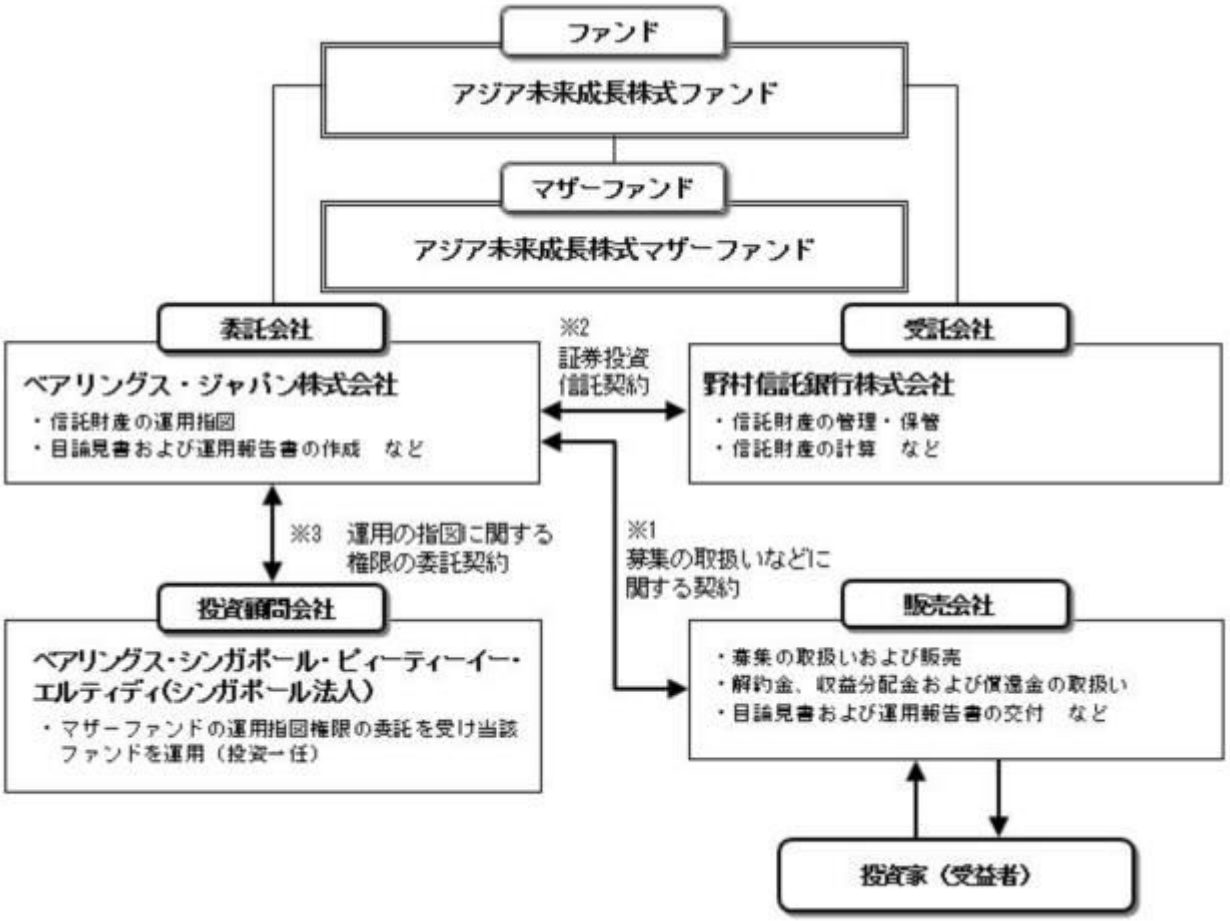

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2025年3月末現在）

１）資本金
250百万円

２）沿革

1982年1月：	ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所を開設
1986年1月：	日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
1987年2月：	関東財務局に投資顧問業者として登録
1987年6月：	投資一任契約業認可取得
1995年1月：	ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更
1995年9月：	ベアリング投信株式会社に商号を変更
1995年11月：	投資信託委託業認可取得
1999年4月：	ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更
2007年9月：	投資助言・代理業、投資運用業登録
2009年6月：	第二種金融商品取引業登録
2017年10月:	ベアリングス・ジャパン株式会社に商号を変更

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	35th Floor, Gloucester Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong	5,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。
② 銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし運用者が取捨選択を行い割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。
③ 当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のＤＲ（預託証券）、カントリーファンド等に投資することもあります。
④ マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。
⑤ マザーファンドの運用にあたっては、ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディに運用指図に関する権限を委託します。
⑥ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
⑧ 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

（2）【投資対象】

＜アジア未来成長株式ファンド＞
アジア未来成長株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条および第26条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、アジア未来成長株式マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．～７．の証券または証書の性質を有するもの
９．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10．外国法人が発行する譲渡性預金証書
11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14．外国の者に対する権利で13．の有価証券の性質を有するもの
15．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい

います。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
なお、第１号の証券または証書および第７号の証券または証券のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券および第７号の証券のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記③の１．～５．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜アジア未来成長株式マザーファンド＞
アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。
また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のＤＲ（預託証券）、カントリーファンド等に投資する事もあります。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条および第22条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．～７．の証券または証書の性質を有するもの
９．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で13．の有価証券の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
なお、第１号の証券または証書および第７号の証券または証券のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券および第７号の証券のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記③の１．～５．に掲げる金融商品によ

り運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜アジア未来成長株式マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	アジア諸国（日本を除く）の株式への投資により信託財産の成長をはかる事を目標として、積極的な運用を行います。
主な投資対象	アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。 また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のＤＲ（預託証券）、カントリーファンド等に投資する事もあります。
投資方針	①　アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。 ②　銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし、運用者が取捨選択を行い、割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。株式の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。 ③　運用にあたっては、ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディに運用指図に関する権限を委託します。 ④　有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ⑤　為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20%以下とします。 ③　外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。 ④　委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。 ⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ベアリングス・ジャパン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング

ス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ（シンガポール法人）に委託します。

委託会社およびベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ（シンガポール法人）が属する「ベアリングス」とは、世界主要国に拠点を置き、グローバルな金融サービスを提供する企業グループであり、進化するお客様の投資ニーズに応えることを最大の目的としています。革新的な投資ソリューションと、パブリック市場およびプライベート市場双方における差別化された投資機会へのアクセスをご提供します。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規程に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

＜「ベアリングス」の株式運用体制＞

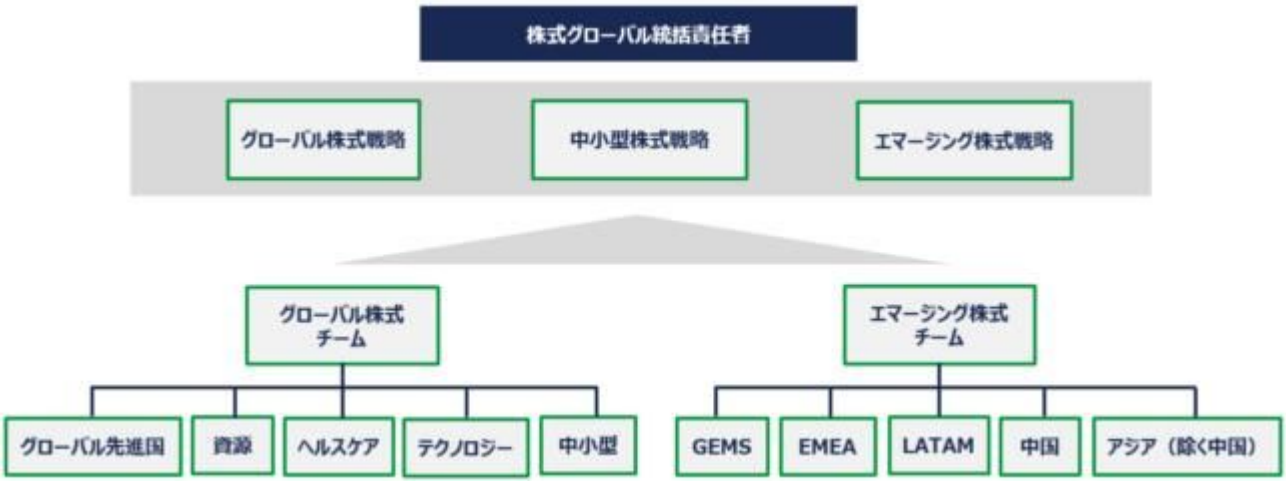

・アジアを拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用
ファンド・マネジャーおよびアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。

※上記の運用体制は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。
１）分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
２）分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
３）留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

②　収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
＜アジア未来成長株式ファンド＞
１）株式への実質投資割合には制限を設けません。
２）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において純資産総額の20％以下とします。
３）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
４）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
５）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該社債と当該新株予約権についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ

とをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

６）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

７）投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

８）信用取引の指図範囲

１．委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１．の信用取引の指図は、次のイ）～へ）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次のイ）～へ）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ）株式分割により取得する株券

ハ）有償増資により取得する株券

ニ）売り出しにより取得する株券

ホ）信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券

へ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

９）先物取引等の運用指図・目的・範囲

１．委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

イ）先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第19条の2第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

２．委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内行うことの指図をすることができます。

イ）先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ）先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取り組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第19条の2第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第19条の2第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

10）スワップ取引の運用指図

１．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
３．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額との総額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
４．前記３．においてマザーファンドの信託財財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
５．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
６．委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

11）有価証券の貸付けの指図および範囲
１．委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ）、ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。
２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
３．委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12）外国為替予約の指図
委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの純資産総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

13）資金の借入れ
１．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
２．前記１．の資金借入額は、次のイ）～ハ）に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
イ）一部解約金の支払い資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、解約代金および償還金として受取りの確定している資金の額の範囲内。
ロ）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
ハ）借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以内。
３．前記２．の借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間までに限るものとします。
４．借入金の利息は信託財産中から支弁します。
５．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

14）委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。

15）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜アジア未来成長株式マザーファンド＞
１）株式への投資割合には制限を設けません。
２）新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20％以下とします。
３）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
４）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
５）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
６）外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
７）投資信託証券（金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
８）信用取引の指図範囲
１．委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
２．前記１．の信用取引の指図は、次のイ）～ヘ）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次のイ）～ヘ）に掲げる株券数の合計数を超えないものとしま

す。
イ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
ロ）株式分割により取得する株券
ハ）有償増資により取得する株券
ニ）売り出しにより取得する株券
ホ）信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券
ヘ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

9）先物取引等の運用指図・目的・範囲
1．委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
イ）先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
ロ）先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
2．委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内行うことの指図をすることができます。
イ）先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
ロ）先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3．委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
イ）先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取り組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
ロ）先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

10）スワップ取引の運用指図
1．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5．委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

11）有価証券の貸付けの指図および範囲
1．委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ）、ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12）外国為替予約の指図
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

13）委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。

14）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてアジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。
当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 株式の価格変動リスク
当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

② 流動性リスク
市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

③ 信用リスク
当ファンドが投資する株式の発行会社が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

④ 為替変動リスク
外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

⑤ カントリー・リスク
当ファンドはアジア諸国・地域（日本を除く）の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。
・当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
・投資先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

⑥ 中国A株に関するリスク
当ファンドの投資対象に含まれる中国A株は、QFII（適格国外機関投資家）制度上、資金回収に制限があります。また、中国政府の政策変更などにより、中国国外への送金規制や円と人民元の交換停止などの措置が取られる場合があり、中国A株に関連する投資信託財産の資金回収処理が予定通り行われない可能性があります。また、中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。中国の税制変更により当ファンドが投資する中国A株について所得税などの課税が行われることとなった場合は、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

⑦ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかるリスク
当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑨ その他のリスク
市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があ

ります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）
・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

＜収益分配金に関する留意点＞
・収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
・投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２）リスク管理体制

委託会社では、「組織規程」に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および「金融商品取引法」、「投資信託及び投資法人に関する法律」その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。
さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。
また、流動性リスクについては、「公募投資信託に係る流動性リスク管理規程」及び「公募投資信託に係る流動性リスク管理規則」を定め、投資対象資産の流動性リスクの評価およびモニタリングを実施するとともに、緊急時の対応策を別途策定し、その有効性について適宜検証しております。流動性リスク管理責任者である経営企画室長は、流動性リスクの判定結果について月次で開催される運用考査委員会に報告するとともに、流動性リスクの管理状況を四半期毎に取締役会に報告しています。

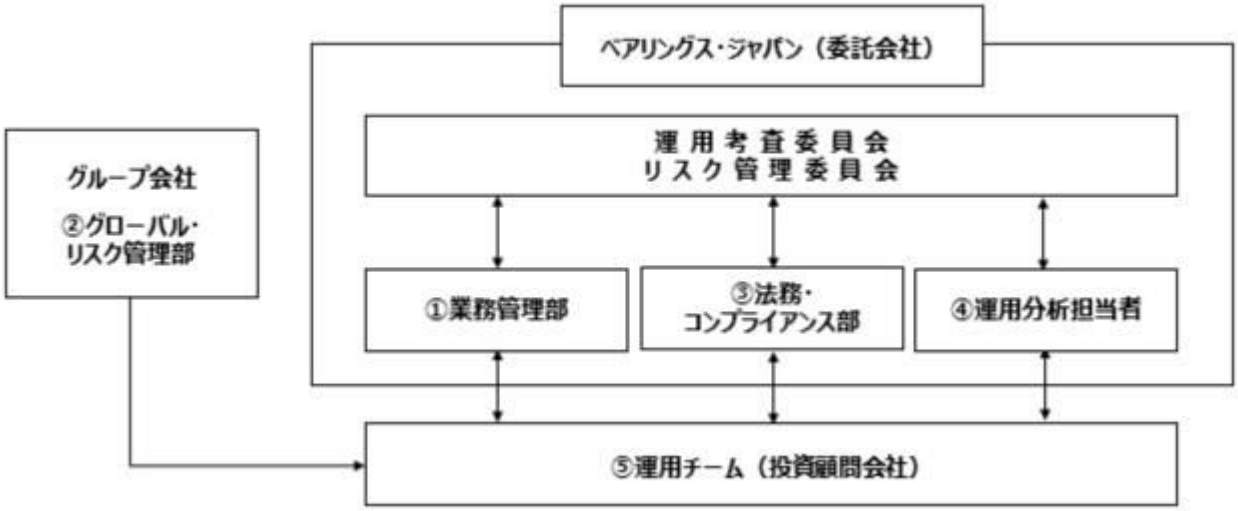

① 業務管理部（委託会社）
業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。
② グローバル・リスク管理部（グループ会社）
グローバル・リスク管理部は、「ベアリングス」独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。
③ 法務・コンプライアンス部（委託会社）
法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。
④ 運用分析担当者（委託会社）
運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用考査委員会に報告します。
⑤ 運用チーム（投資顧問会社）
運用にあたっては、ベアリングス・シンガポール・ピーティーイー・エルティディ（シンガポール法人）に運用指図に関する権限を委託します。

運用チームは上記①、②、③および④の報告、助言を受けて、必要に応じて、ポートフォリオの改善を行います。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

■ 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの年間騰落率は、2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※分配金再投資基準価額は、2020年4月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株…東証株価指数(TOPIX)（配当込み）
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

○各指数について
・東証株価指数(TOPIX)（配当込み）
日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
・NOMURA-BPI国債
野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.76%（税抜1.60%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合　計	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分	1.60%	0.80%	0.70%	0.10%
50億円以上の部分		0.81%	0.70%	0.09%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※委託会社の報酬には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの投資顧問会社（ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ（シンガポール法人））への運用報酬（年率0.567%以内）が含まれています。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末の純資産総額に対し0.002618%（税抜0.00238%）を乗じて得た額が、その翌日から始まる計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、当該料率を乗じて得た額が、314,286円（税抜285,715円）に満たない場合は、314,286円（税抜285,715円）とします。
③ 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
④ 上記①、③の手数料等（借入金の利息を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

上記②以外の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記（１）～（４）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者（受益者）の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象と

なります。
・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

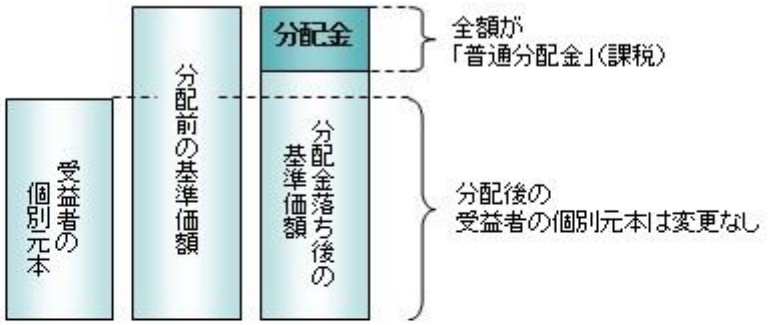

ロ）、ハ）の場合

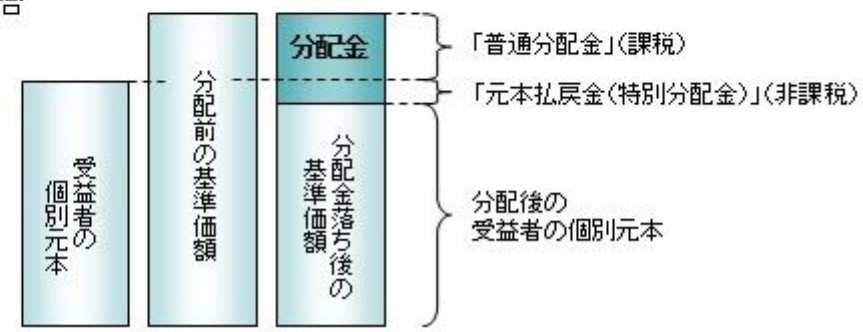

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間：2024年3月28日～2025年3月27日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.83%	1.76%	0.07%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※上記の費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【アジア未来成長株式ファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,985,515,355	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△1,384,457	△0.02
合計（純資産総額）		6,984,130,898	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	アジア未来成長株式マザーファンド	2,804,526,801	2.5508	7,154,067,297	2.4908	6,985,515,355	100.02

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第20計算期間末　(2016年 3月28日)	6,554	6,621	4.9296	4.9796
第21計算期間末　(2017年 3月27日)	6,606	6,670	5.1324	5.1824
第22計算期間末　(2018年 3月27日)	8,329	8,392	6.5888	6.6388
第23計算期間末　(2019年 3月27日)	6,590	6,653	5.2478	5.2978
第24計算期間末　(2020年 3月27日)	5,230	5,284	4.8296	4.8796
第25計算期間末　(2021年 3月29日)	9,365	9,472	8.7923	8.8923
第26計算期間末　(2022年 3月28日)	8,057	8,159	7.9183	8.0183
第27計算期間末　(2023年 3月27日)	7,167	7,219	6.8589	6.9089
第28計算期間末　(2024年 3月27日)	7,308	7,355	7.7165	7.7665
第29計算期間末　(2025年 3月27日)	7,123	7,166	8.2398	8.2898
2024年 3月末日	7,357	—	7.7346	—
4月末日	7,510	—	8.0301	—
5月末日	7,587	—	8.1754	—
6月末日	8,081	—	8.7484	—
7月末日	7,106	—	7.7659	—
8月末日	6,859	—	7.5264	—
9月末日	7,308	—	8.0371	—
10月末日	7,592	—	8.4550	—
11月末日	7,003	—	7.8732	—
12月末日	7,416	—	8.4015	—
2025年 1月末日	7,164	—	8.2055	—
2月末日	7,348	—	8.4505	—
3月末日	6,984	—	8.0438	—

②【分配の推移】

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	0.0500
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	0.0500
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	0.0500
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	0.0500
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	0.0500
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	0.1000
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	0.1000
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	0.0500
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	0.0500
第29期	2024年 3月28日～2025年 3月27日	0.0500

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	△5.46
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	5.13
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	29.35
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	△19.59
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	△7.02
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	84.12
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	△8.80
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	△12.75
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	13.23
第29期	2024年 3月28日～2025年 3月27日	7.43

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	94,919,079	261,465,780
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	89,902,866	132,432,706
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	261,025,563	284,020,323
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	192,199,676	200,454,587
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	118,094,310	291,095,653
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	190,289,836	208,010,323
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	106,961,720	154,548,167
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	104,900,482	77,527,867
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	61,451,039	159,358,775
第29期	2024年 3月28日～2025年 3月27日	46,462,516	129,025,931

（参考）

アジア未来成長株式マザーファンド
以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	中国	2,963,948,277	39.47
	台湾	1,772,217,386	23.60
	韓国	1,060,629,096	14.12
	ケイマン	687,439,818	9.15
	インド	228,112,670	3.04
	香港	141,159,177	1.88
	シンガポール	123,231,329	1.64
	フィリピン	102,386,227	1.36
	インドネシア	99,169,051	1.32
	マレーシア	73,113,762	0.97
	タイ	35,358,498	0.47
	小計	7,286,765,291	97.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	222,607,714	2.96
合計（純資産総額）		7,509,373,005	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	70,200	9,734.93	683,392,086	9,792.59	687,439,818	9.15
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	157,000	4,421.36	694,154,775	4,295.04	674,321,782	8.98
中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	261,700	2,488.99	651,368,683	2,517.82	658,913,494	8.77
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	66,634	6,244.38	416,088,017	6,122.34	407,956,004	5.43
中国	株式	JD.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	111,800	3,154.00	352,617,423	3,159.76	353,262,062	4.70
中国	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	83,700	3,073.27	257,233,368	3,077.12	257,555,111	3.43
中国	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	25,600	9,486.99	242,866,995	9,744.54	249,460,224	3.32
中国	株式	XIAOMI CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	244,000	1,036.91	253,008,236	981.18	239,408,164	3.19
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	29,000	7,657.24	222,060,192	7,818.69	226,742,184	3.02
台湾	株式	ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	58,000	2,955.09	171,395,684	2,752.07	159,620,408	2.13

台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	23,000	6,835.07	157,206,702	6,609.49	152,018,362	2.02
インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	47,221	3,093.55	146,080,619	3,054.39	144,231,444	1.92
中国	株式	ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECH	資本財	1,219,800	114.55	139,729,554	111.09	135,509,534	1.80
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	78,000	1,800.12	140,410,015	1,698.61	132,492,157	1.76
台湾	株式	QUANTA COMPUTER INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	121,000	1,136.92	137,567,708	1,087.29	131,562,768	1.75
シンガポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	資本財	162,800	743.57	121,053,456	756.94	123,231,329	1.64
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR COMPANY	自動車・自動車部品	7,649	16,699.14	127,731,722	15,600.77	119,330,366	1.59
韓国	株式	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,106	109,022.40	120,578,775	106,683.30	117,991,730	1.57
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	5,768	21,763.79	125,533,598	20,268.80	116,910,496	1.56
韓国	株式	KIA CORPORATION	自動車・自動車部品	11,610	10,312.38	119,726,732	9,692.00	112,524,236	1.50
中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	資本財	21,100	5,286.48	111,544,911	5,284.01	111,492,812	1.48
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	159,000	748.92	119,079,171	694.78	110,471,038	1.47
中国	株式	KE HOLDINGS INC	不動産管理・開発	103,200	1,034.99	106,811,690	1,042.68	107,605,092	1.43
香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	502,000	220.64	110,764,092	208.72	104,782,059	1.40
フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SVCS INC	運輸	106,210	974.41	103,493,105	963.99	102,386,227	1.36
中国	株式	ADVANCED MICRO-FABRICATION E	半導体・半導体製造装置	24,209	3,878.65	93,898,272	3,792.43	91,811,090	1.22
中国	株式	SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	65,200	1,446.30	94,299,086	1,400.17	91,291,540	1.22
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	半導体・半導体製造装置	133,000	728.62	96,906,912	678.99	90,306,441	1.20
台湾	株式	WIWYNN CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	11,000	8,662.27	95,284,992	7,917.85	87,096,438	1.16
インド	株式	ZOMATO LTD	消費者サービス	236,525	357.80	84,630,537	354.64	83,881,226	1.12

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	0.72
		資本財	4.93

		商業・専門サービス	0.97
		運輸	1.36
		自動車・自動車部品	6.89
		耐久消費財・アパレル	2.95
		消費者サービス	7.87
		メディア・娯楽	11.86
		一般消費財・サービス流通・小売り	13.48
		生活必需品流通・小売り	0.80
		食品・飲料・タバコ	2.31
		ヘルスケア機器・サービス	0.71
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.49
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21.38
		半導体・半導体製造装置	15.87
		不動産管理・開発	1.43
合計			97.04

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

■ 基準価額・純資産総額の推移

※上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。
※基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2025年 3月31日
設定日	1996年 3月28日

基準価額	80,438円
純資産総額	69.8億円

■ 分配の推移(税引前、1万口当たり)

第25期	2021年 3月	1,000円
第26期	2022年 3月	1,000円
第27期	2023年 3月	500円
第28期	2024年 3月	500円
第29期	2025年 3月	500円
設定来累計		10,550円

■ 主要な資産の状況

<組入上位10銘柄>(マザーファンド)

	銘柄名	国・地域名	業種	比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	ケイマン	メディア・娯楽	9.2
2	台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	9.0
3	アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	8.8
4	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.4
5	JDドットコム	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	4.7
6	メイチュアン	中国	消費者サービス	3.4
7	トリップ・ドット・コム・グループ	中国	消費者サービス	3.3
8	小米集団	中国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.2
9	比亜迪(BYD)	中国	自動車・自動車部品	3.0
10	アクトン・テクノロジー	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.1

※比率はマザーファンドの対純資産総額。
※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

<業種別構成比率>(マザーファンド)

種類		業種	比率(%)
株式	1	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21.4
	2	半導体・半導体製造装置	15.9
	3	一般消費財・サービス流通・小売り	13.5
	4	メディア・娯楽	11.9
	5	消費者サービス	7.9
	6	自動車・自動車部品	6.9
	7	資本財	4.9
	8	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.5
	9	耐久消費財・アパレル	3.0
	10	その他	8.3
現金等			3.0
合計			100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

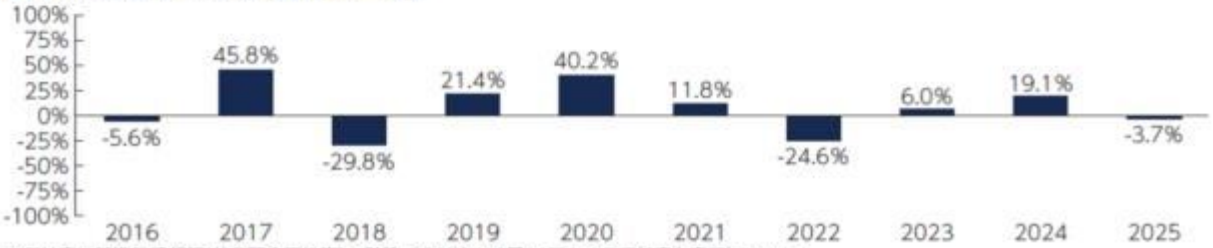

※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2025年は3月31日までの収益率を表示しています。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間
原則として、営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が香港証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（７）申込単位
販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間
原則として、営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が香港証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約制限
クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。

（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜ベアリングス・ジャパン株式会社　営業本部＞ 電 話 番 号：03-4565-1040 受 付 時 間：営業日の午前9:00から午後5:00まで ホームページ：https://www.barings.com/ja-jp/individual

（６）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位
１口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して４営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

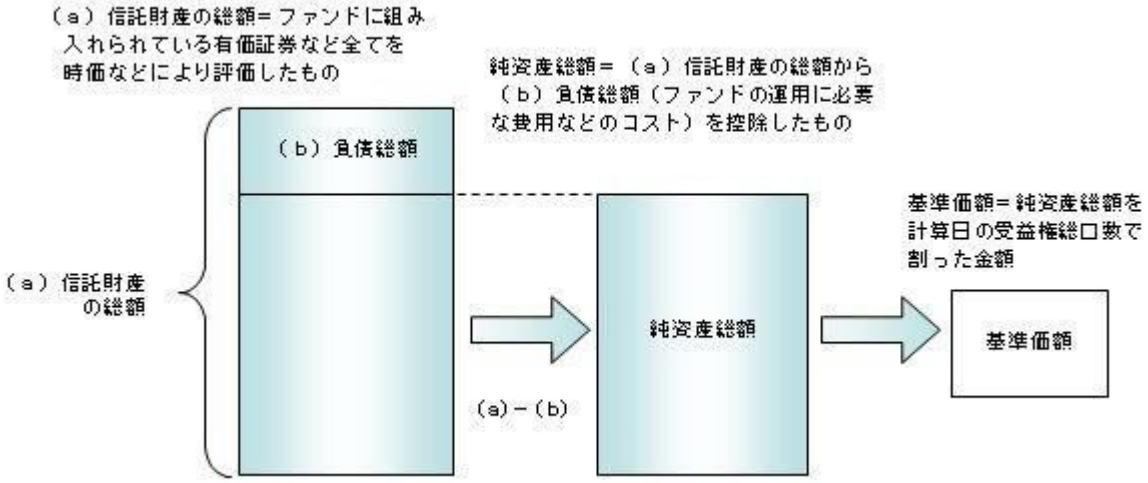

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
◇外国株式
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜ベアリングス・ジャパン株式会社　営業本部＞
電 話 番 号：03-4565-1040
受 付 時 間：営業日の午前9:00から午後5:00まで
ホームページ：https://www.barings.com/ja-jp/individual

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（1996年3月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年３月28日から翌年３月27日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）
１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき
２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約

し繰上償還させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について
・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更
１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て
１）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

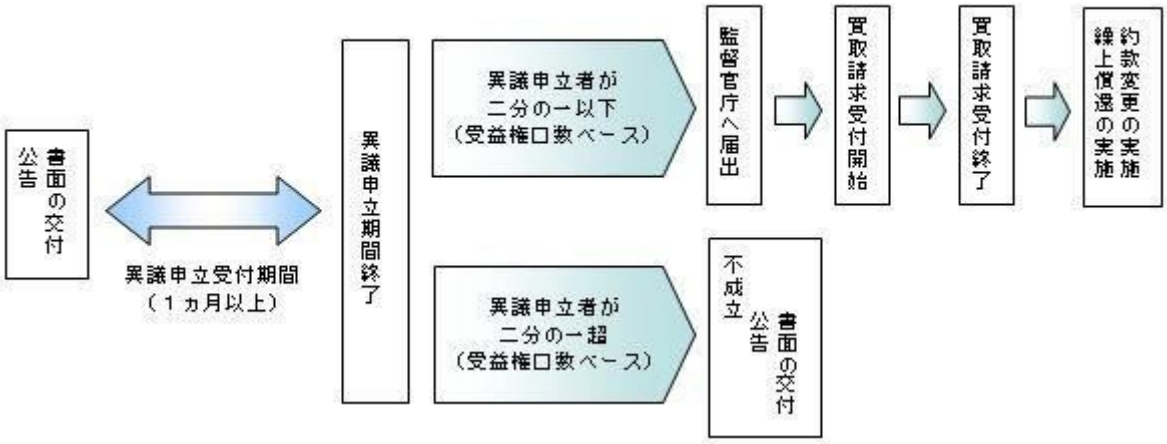

⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス　https://www.barings.com/ja-jp/individual

⑦ 関係法人との契約について
・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。
・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。
（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧・謄写の請求権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、第29期計算期間（2024年 3月28日から2025年 3月27日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間（2024年 3月28日から2025年 3月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【アジア未来成長株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第28期計算期間末 (2024年 3月27日現在)	第29期計算期間末 (2025年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,418,104,212	7,230,967,057
未収入金	3,549,506	2,516,138
流動資産合計	7,421,653,718	7,233,483,195
資産合計	7,421,653,718	7,233,483,195
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47,354,172	43,226,001
未払解約金	3,549,506	2,516,138
未払受託者報酬	3,775,426	3,869,227
未払委託者報酬	58,481,048	60,068,259
その他未払費用	314,286	314,286
流動負債合計	113,474,438	109,993,911
負債合計	113,474,438	109,993,911
純資産の部		
元本等		
元本	947,083,444	864,520,029
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,361,095,836	6,258,969,255
（分配準備積立金）	2,589,515,311	2,308,069,391
元本等合計	7,308,179,280	7,123,489,284
純資産合計	7,308,179,280	7,123,489,284
負債純資産合計	7,421,653,718	7,233,483,195

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第28期計算期間 自　2023年 3月28日 至　2024年 3月27日	第29期計算期間 自　2024年 3月28日 至　2025年 3月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,029,284,945	666,577,592
営業収益合計	1,029,284,945	666,577,592
営業費用		
受託者報酬	7,801,896	7,838,218
委託者報酬	121,120,568	121,729,994
その他費用	628,572	628,572
営業費用合計	129,551,036	130,196,784
営業利益又は営業損失（△）	899,733,909	536,380,808
経常利益又は経常損失（△）	899,733,909	536,380,808
当期純利益又は当期純損失（△）	899,733,909	536,380,808
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	58,298,580	56,787,360
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,122,451,763	6,361,095,836
剰余金増加額又は欠損金減少額	379,894,819	329,152,284
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	379,894,819	329,152,284
剰余金減少額又は欠損金増加額	935,331,903	867,646,312
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	935,331,903	867,646,312
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	47,354,172	43,226,001
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,361,095,836	6,258,969,255

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第29期計算期間 自 2024年 3月28日 至 2025年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第28期計算期間末 2024年 3月27日現在	第29期計算期間末 2025年 3月27日現在
１． 受益権の総数	947,083,444口	864,520,029口
２． 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7.7165円 (77,165円)	8.2398円 (82,398円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期計算期間 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月27日	第29期計算期間 自 2024年 3月28日 至 2025年 3月27日
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 14,708,417円 （注） 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 14,782,727円 （注） 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
２.分配金の計算方法	２.分配金の計算方法
費用控除後の配当等収益額 A 93,638,588円	費用控除後の配当等収益額 A 105,291,771円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円
収益調整金額 C 4,082,566,042円	収益調整金額 C 3,950,899,864円
分配準備積立金額 D 2,543,230,895円	分配準備積立金額 D 2,246,003,621円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 6,719,435,525円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 6,302,195,256円
当ファンドの期末残存口数 F 947,083,444口	当ファンドの期末残存口数 F 864,520,029口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 70,948.70円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 72,898.17円
10,000口当たり分配金額 H 500.00円	10,000口当たり分配金額 H 500.00円
収益分配金金額 I=F×H/10,000 47,354,172円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 43,226,001円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第29期計算期間 自 2024年 3月28日 至 2025年 3月27日
１.金融商品に対する取組方針 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 ２.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国株式及び投資証券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。 ３.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。 さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。 取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。 ４.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第29期計算期間末 2025年 3月27日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。 ２.時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第28期計算期間（自 2023年 3月28日 至 2024年 3月27日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	971,512,073
合計	971,512,073

第29期計算期間（自 2024年 3月28日 至 2025年 3月27日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	618,763,737
合計	618,763,737

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第28期計算期間末 2024年 3月27日現在		第29期計算期間末 2025年 3月27日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,044,991,180円	期首元本額	947,083,444円
期中追加設定元本額	61,451,039円	期中追加設定元本額	46,462,516円
期中一部解約元本額	159,358,775円	期中一部解約元本額	129,025,931円

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

１．株式

該当事項はありません。

２.株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア未来成長株式マザーファンド	2,834,561,763	7,230,967,057	
合計		2,834,561,763	7,230,967,057	

第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「アジア未来成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び、各計算期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア未来成長株式マザーファンド

貸借対照表

対象年月日	2024年 3月27日現在	2025年 3月27日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	4,374,837	16,954,892
金銭信託	871,798	703,808
コール・ローン	192,000,000	235,000,000
株式	7,478,997,027	7,467,723,543
投資証券	273,950,670	-
未収入金	-	73,329,408
未収配当金	25,987,963	20,094,996
未収利息	26	2,253
流動資産合計	7,976,182,321	7,813,808,900
資産合計	7,976,182,321	7,813,808,900
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,092	-
未払金	-	39,744,749
未払解約金	3,709,621	2,578,906
流動負債合計	3,712,713	42,323,655
負債合計	3,712,713	42,323,655
純資産の部		
元本等		
元本	3,416,913,531	3,046,419,130
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,555,556,077	4,725,066,115
元本等合計	7,972,469,608	7,771,485,245
純資産合計	7,972,469,608	7,771,485,245
負債純資産合計	7,976,182,321	7,813,808,900

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2024年 3月28日 至 2025年 3月27日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式

	移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。 計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額に基づいて時価評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年 3月27日現在	2025年 3月27日現在
1． 受益権の総数	3,416,913,531口	3,046,419,130口
2． 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3332円 (23,332円)	2.5510円 (25,510円)

（金融商品に関する注記）
（1）金融商品の状況に関する事項

自 2024年 3月28日
至 2025年 3月27日

1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。
また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。
さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。
取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月27日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2.時価の算定方法
株式
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

金銭債権及び金銭債務

短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
(自 2023年 3月28日 至 2024年 3月27日)
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	755,202,014
投資証券	△62,357,396
合計	692,844,618

(自 2024年 3月28日 至 2025年 3月27日)
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	993,104,426
合計	993,104,426

（デリバティブ取引に関する注記）
(通貨関連)
（2024年 3月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,254,647	－	1,257,739	△3,092
	香港ドル	1,254,647	－	1,257,739	△3,092
合計		1,254,647	－	1,257,739	△3,092

（注）時価の算定方法

為替予約取引については、以下のように評価しております。

１．計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

（１）計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

（２）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

②計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（2025年 3月27日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

2024年 3月27日現在		2025年 3月27日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,873,705,612円	期首元本額	3,416,913,531円
期中追加設定元本額	225,720,533円	期中追加設定元本額	163,907,458円

期中一部解約元本額	682,512,614円	期中一部解約元本額	534,401,859円
期末元本額	3,416,913,531円	期末元本額	3,046,419,130円
元本の内訳＊		元本の内訳＊	
アジア未来成長株式ファンド	3,179,369,198円	アジア未来成長株式ファンド	2,834,561,763円
アジア未来成長株式ファンド（３ヵ月決算型）	237,544,333円	アジア未来成長株式ファンド（３ヵ月決算型）	211,857,367円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

附属明細表

第１．有価証券明細表

１．株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	香港ドル	PETROCHINA COMPANY LIMITED	458,000	6.07	2,780,060.00	
		ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECH	1,219,800	5.96	7,270,008.00	
		BYD CO LTD-H	29,000	398.40	11,553,600.00	
		LI AUTO INC	30,600	102.70	3,142,620.00	
		ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	29,200	88.05	2,571,060.00	
		HAIER SMART HOME CO. LTD	155,000	26.30	4,076,500.00	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	149,500	12.78	1,910,610.00	
		MEITUAN-CLASS B	83,700	159.90	13,383,630.00	
		TRIP.COM GROUP LTD	25,600	493.60	12,636,160.00	
		KUAISHOU TECHNOLOGY	60,200	55.85	3,362,170.00	
		NETEASE INC	22,500	156.50	3,521,250.00	
		TENCENT HOLDINGS LIMITED	70,200	506.50	35,556,300.00	
		ALIBABA GROUP HOLDING LTD	261,700	129.50	33,890,150.00	
		JD.COM INC	111,800	164.10	18,346,380.00	
		LENOVO GROUP LTD	502,000	11.48	5,762,960.00	
		SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP	65,200	75.25	4,906,300.00	
		XIAOMI CORPORATION	244,000	53.95	13,163,800.00	
		KE HOLDINGS INC	103,200	53.85	5,557,320.00	
	小計	銘柄数：18			183,390,878.00	
					(3,550,447,398)	
		組入時価比率：45.7%			47.6%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	162,800	6.67	1,085,876.00	
	小計	銘柄数：1			1,085,876.00	
					(122,030,744)	
		組入時価比率：1.6%			1.6%	
	マレーシアリンギット	FRONTKEN CORPORATION BHD	581,700	3.77	2,193,009.00	
	小計	銘柄数：1			2,193,009.00	
					(74,384,233)	
		組入時価比率：1.0%			1.0%	
	タイバーツ	DELTA ELECTRONICS THAI-FOREIGN	116,200	73.50	8,540,700.00	
	小計	銘柄数：1			8,540,700.00	
					(37,920,708)	

	組入時価比率：0.5%			0.5%	
フィリピンペソ	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SVCS INC	106,210	374.00	39,722,540.00	
小計	銘柄数：1			39,722,540.00	
				(103,679,801)	
	組入時価比率：1.3%			1.4%	
インドネシアルピア	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	3,226,000	2,010.00	6,484,260,000.00	
	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	943,700	4,190.00	3,954,103,000.00	
小計	銘柄数：2			10,438,363,000.00	
				(94,989,103)	
	組入時価比率：1.2%			1.3%	
韓国ウォン	HYUNDAI MOTOR COMPANY	7,649	164,200.00	1,255,965,800.00	
	KIA CORPORATION	11,610	101,400.00	1,177,254,000.00	
	NAVER CORPORATION	3,551	204,000.00	724,404,000.00	
	KT&G CORPORATION	5,983	100,100.00	598,898,300.00	
	CLASSYS INC	8,958	58,400.00	523,147,200.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,106	1,072,000.00	1,185,632,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	66,634	61,400.00	4,091,327,600.00	
	SK HYNIX INC	5,768	214,000.00	1,234,352,000.00	
小計	銘柄数：8			10,790,980,900.00	
				(1,108,233,738)	
	組入時価比率：14.3%			14.8%	
新台湾ドル	LAI YIH FOOTWEAR CO LTD	38,000	375.00	14,250,000.00	
	ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	58,000	655.00	37,990,000.00	
	ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	26,000	532.00	13,832,000.00	
	ASUSTEK COMPUTER INC	16,000	645.00	10,320,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	78,000	399.00	31,122,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	159,000	166.00	26,394,000.00	
	QUANTA COMPUTER INC	121,000	252.00	30,492,000.00	
	WIWYNN CORPORATION	11,000	1,920.00	21,120,000.00	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	5,000	2,890.00	14,450,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	133,000	161.50	21,479,500.00	
	MEDIATEK INC	23,000	1,515.00	34,845,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	157,000	980.00	153,860,000.00	
小計	銘柄数：12			410,154,500.00	
				(1,865,587,743)	
	組入時価比率：24.0%			25.0%	
インドルピー	ZOMATO LTD	236,525	203.30	48,085,532.50	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	47,221	1,757.70	83,000,351.70	
小計	銘柄数：2			131,085,884.20	
				(232,022,015)	
	組入時価比率：3.0%			3.1%	
オフショア人民元	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	21,100	256.92	5,421,012.00	

		KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	2,204	1,576.00	3,473,504.00	
		ADVANCED MICRO-FABRICATION E	24,209	188.50	4,563,396.50	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：3.6%			13,457,912.50 (278,428,060) 3.7%	
合　計					7,467,723,543 (7,467,723,543)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式	18銘柄	45.7%	47.6%
シンガポールドル	株式	1銘柄	1.6%	1.6%
マレーシアリンギット	株式	1銘柄	1.0%	1.0%
タイバーツ	株式	1銘柄	0.5%	0.5%
フィリピンペソ	株式	1銘柄	1.3%	1.4%
インドネシアルピア	株式	2銘柄	1.2%	1.3%
韓国ウォン	株式	8銘柄	14.3%	14.8%
新台湾ドル	株式	12銘柄	24.0%	25.0%
インドルピー	株式	2銘柄	3.0%	3.1%
オフショア人民元	株式	3銘柄	3.6%	3.7%

（注）組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。
（注）合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

２．株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２．信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2025年 3月31日現在です。

【アジア未来成長株式ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	6,987,244,197円
Ⅱ　負債総額	3,113,299円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,984,130,898円
Ⅳ　発行済口数	868,265,086口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	8.0438円

（参考）

アジア未来成長株式マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	7,511,121,717円
Ⅱ　負債総額	1,748,712円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,509,373,005円
Ⅳ　発行済口数	3,014,794,017口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4908円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025年3月末現在の委託会社の資本金の額：	250,000,000円
発行可能株式総数：	12,000株
発行済株式総数：	5,000株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構

①　会社の組織図

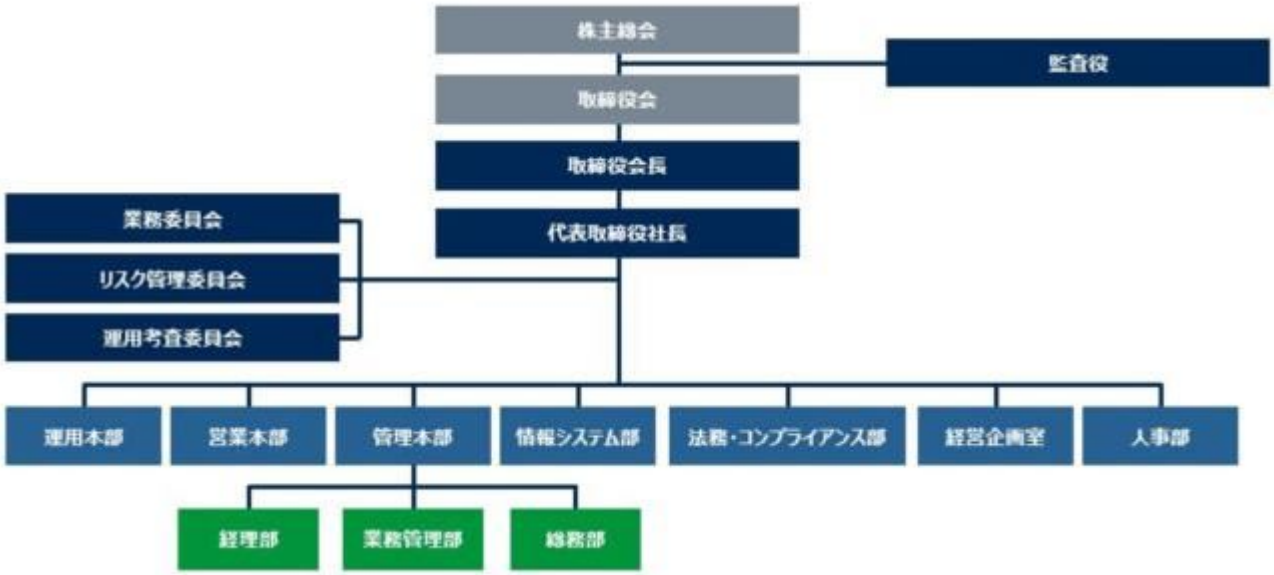

経営管理態勢

委託会社の業務執行の最高機関としてある取締役会は３名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は２名以内とします。委託会社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、取締役の中から社長１名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長１名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から３日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名あるいは電子署名し、委託会社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

②　運用の基本プロセス

委託会社は、債券の運用にあたっては、委託会社において運用の指図を行う一方で、取引の執行および運用の管理をロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に委託します。

委託会社は、株式の運用にあたっては、グループ会社に運用指図に関する権限を委託（以下、「運用の外部委託先」）します。

委託会社が属する「ベアリングス」とは、世界主要国に拠点を置き、グローバルな金融サービスを提供する企業グループであり、進化するお客様の投資ニーズに応えることを最大の目的としています。革新的な投資ソリューションと、パブリック市場およびプライベート市場双方における差別化された投資機会へのアクセスをご提供します。

委託会社および運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

●債券（通貨を含む）運用体制

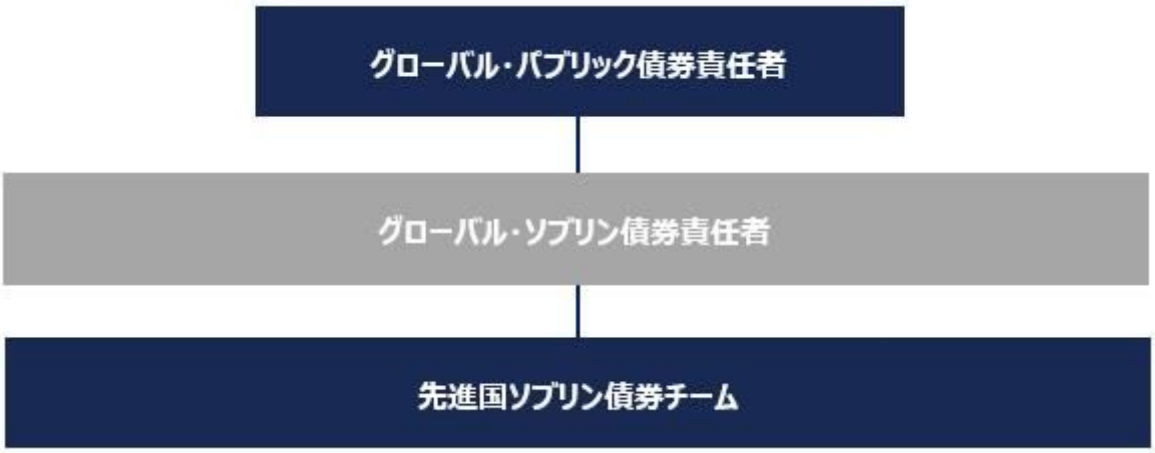

運用プロセス・フローチャート

先進国ソブリン債券チームは、グローバルな運用プラットフォームを活用し、定性、定量の両面からの情報・データ分析（インプット）し、投資アイデア、投資戦略の構築（アウトプット）を行い、投資目的やガイドラインに応じて、戦略の有効なリスク配分（ポートフォリオ構築）を実行し、トップダウンの運用プロセスを実践します。

●株式の運用体制

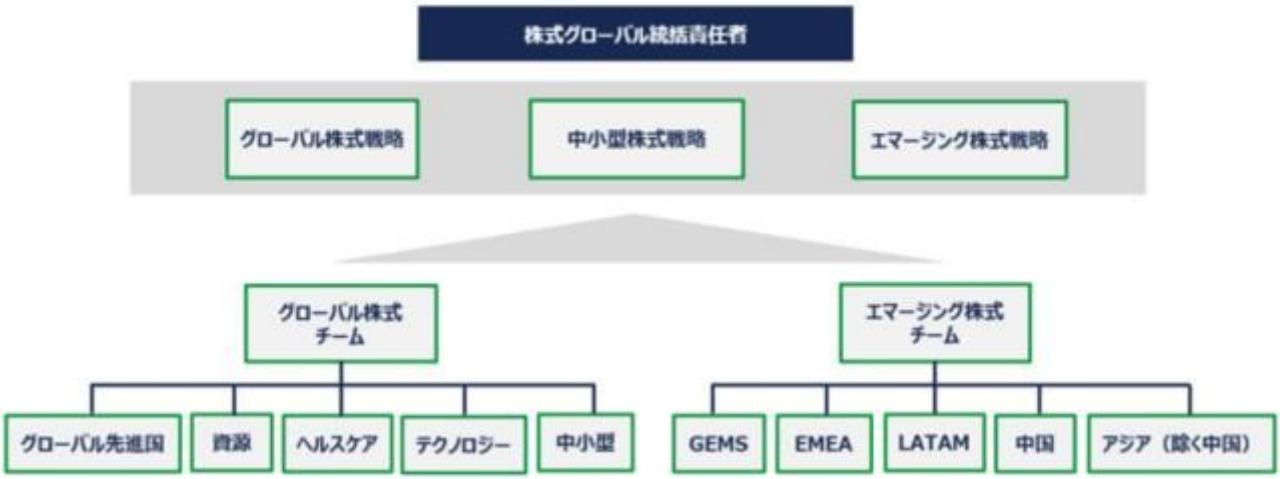

投資哲学と投資スタイル

ベアリングスの投資哲学は、株式市場が非効率でリスクをはらむとの考え方に基づきます。非効率性は個別銘柄レベルで最も顕著で、長期的にはアクティブマネジャーによる銘柄選択が全ての株式資産クラスにおいて超過収益を生み出しうると思料します。規律正しいボトムアップの銘柄選択プロセス及び差別化されたリスクを考慮したポートフォリオ構築プロセスを通じ、魅力的なリスク調整後リターンが達成可能です。

ベアリングスの投資スタイルは、「成長性から見て株価が割安な銘柄」（Growth at a Reasonable Price、GARP）です。経営陣の戦略に対する理解や収益率の向上、利益改善における潜在性に鑑み、長期的な観点からファンダメンタルズを反映していないと考えられる企業の特定を図ります。ESG分析やマクロ経済環境を考慮した独自開発のバリュエーションモデルを活用し、長期的な視野で企業を評価します。

運用プロセス・フローチャート

＜ステップ１＞
流動性評価を行い、約22,000銘柄の投資対象から、ファンダメンタルズに基づくボトムアップによる投資プロセスを開始するに適した銘柄数に絞り込んでいきます。
まず、流動性が不十分な銘柄を排除し、売買時の市場への影響を最小限に抑えます。この段階で10,000銘柄程度に絞り込みます。

＜ステップ２＞
想定される投資ホライゾンにおいて属性の多くを備えており、GARP投資ユニバースに含まれかつ更なる調査に値すると考えられる銘柄に対し調査を行います。
ステップ２により、約4,000の候補銘柄に絞られた段階で、ファンダメンタルズに基づくボトムアップ・アプローチを開始します。

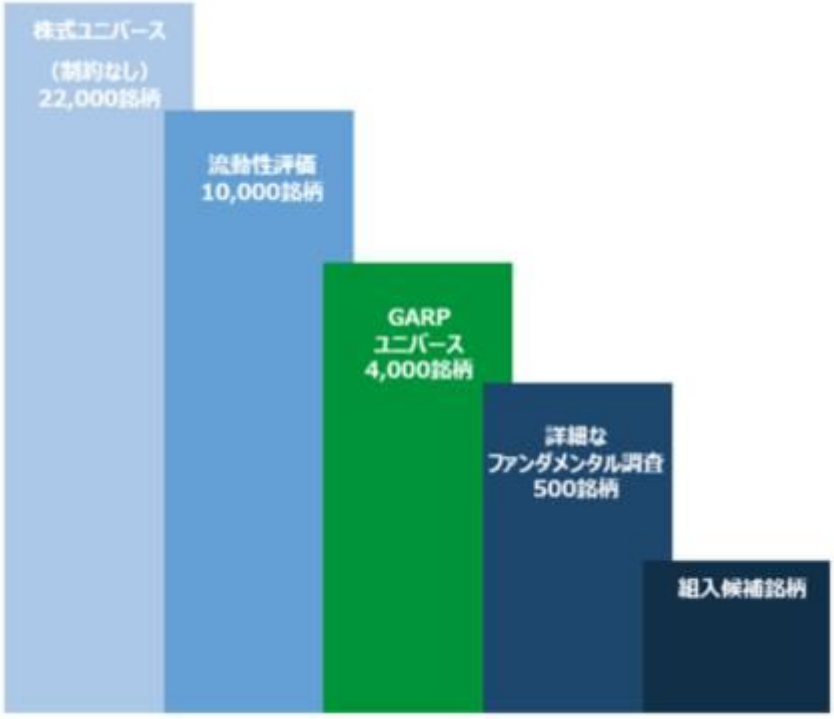

＜ステップ３＞
約4,000銘柄のユニバースにおいて、市場に認識されていない成長の可能性を秘めていると考えられる企

業に焦点を当て、約500銘柄に対し詳細なファンダメンタルズ・リサーチを行います。調査結果は一元管理され、全ての運用プロフェッショナルがアクセス可能となっています。また、セクターや地域間の比較を行うために、標準化されたアプローチを採用しています。調査結果は以下の4つの重要なインプットで構成されています。

＜ステップ４＞
独自開発の割引率である Cost of Equity（以下、COE）を用いて、各企業の目標株価を設定します。目標株価は、5年間の収益予測に基づいたモデルを用いて算出され、株価がその潜在成長率を反映しているかどうか判断します。
ベアリングスのCOEは、システマティックリスク（マクロのリスク要因）及び銘柄固有リスク（企業固有のリスク要因）を考慮して決定されます。

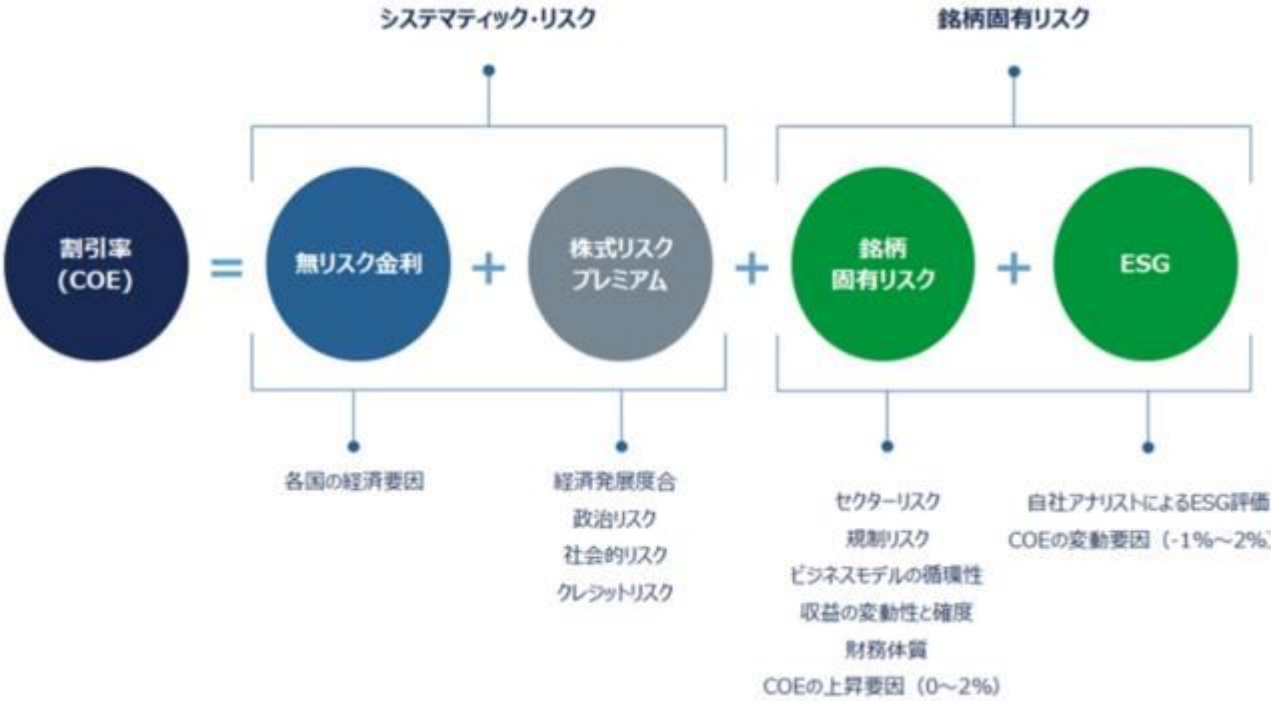

なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。ま

た、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規程に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

※上記の運用体制等は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年3月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	12	87,436,581,977
合計	12	87,436,581,977

３【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自令和6年1月1日　至 令和6年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （令和5年12月31日）		当事業年度 （令和6年12月31日）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		580,329		417,143
前払費用		21,831		44,687
未収委託者報酬		100,077		98,101
未収運用受託報酬		199,607		205,930
未収投資助言報酬		2,369		2,546
未収収益	＊1	180,384	＊1	291,679
未収消費税等		55,032		17,038
その他の流動資産		10,013		11,857
流動資産合計		1,149,645		1,088,984
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	＊2	99,000	＊2	73,921
器具備品	＊2	29,575	＊2	24,491
有形固定資産合計		128,576		98,413
無形固定資産				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		-		953
無形固定資産合計		1,850		2,804
投資その他の資産				
長期差入保証金		3,272		2,500
預託金		300		300
繰延税金資産		150,336		171,586
投資その他の資産合計		153,908		174,386
固定資産合計		284,336		275,603
資産合計		1,433,982		1,364,588

（単位：千円）

		前事業年度 （令和5年12月31日）		当事業年度 （令和6年12月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		22,314		13,903
未払手数料		42,479		36,431
未払委託調査費	＊1	17,629	＊1	13,519
その他未払金		23,075		56,190
リース債務		2,265		1,321

未払費用	24,822	27,775
賞与引当金	279,930	336,805
未払法人税等	22,048	24,012
流動負債合計	434,565	509,958
固定負債		
リース債務	1,321	-
退職給付引当金	104,463	115,156
役員退職慰労引当金	9,482	13,025
固定負債合計	115,266	128,181
負債合計	549,832	638,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	214,087	139,087
資本剰余金合計	214,087	139,087
利益剰余金		
利益準備金	62,500	62,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	357,561	274,859
利益剰余金合計	420,061	337,359
株主資本合計	884,149	726,447
純資産合計	884,149	726,447
負債・純資産合計	1,433,982	1,364,588

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度 （自　令和5年 1月 1日 至　令和5年12月31日）		当事業年度 （自　令和6年 1月 1日 至　令和6年12月31日）
営業収益				
委託者報酬		602,527		539,713
運用受託報酬		704,095		490,380
投資助言報酬		6,403		7,182
その他営業収益	＊1	851,331	＊1	759,533
営業収益合計		2,164,358		1,796,810
営業費用				
支払手数料		284,462		243,829
広告宣伝費		2,706		1,892
調査費		433,281		334,054
調査費		139,781		147,291
委託調査費	＊1	293,500	＊1	186,763
委託計算費		34,376		33,083
営業雑経費		28,994		26,751
通信費		3,066		2,562
印刷費		22,350		21,953
協会費		3,577		2,235
営業費用合計		783,822		639,612
一般管理費				
給料		698,099		775,735
役員報酬		48,679		90,254
給料・手当		371,433		343,218
賞与		277,987		342,263
交際費		3,759		4,207
旅費交通費		10,718		19,701
福利厚生費		65,460		71,674
人材募集費		7,519		5,720
業務関連委託費用		74,702		60,820
器具備品費		414		212
租税公課		19,403		17,710
不動産賃借料		132,401		129,831
固定資産減価償却費		42,754		38,760
退職給付費用		35,200		32,292
役員退職慰労引当金繰入額		1,719		3,542
諸経費		70,611		77,600
一般管理費合計		1,162,764		1,237,809
営業利益又は営業損失（△）		217,771		△ 80,611
営業外収益				
為替差益		-		3,886
雑収入		2,649		4,775
営業外収益合計		2,649		8,662
営業外費用				
為替差損		38,596		-
雑損失		-		5
営業外費用合計		38,596		5
経常利益又は経常損失（△）		181,824		△ 71,954
特別損失				
特別退職金支出額		3,612		-
特別損失合計		3,612		-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		178,211		△ 71,954
法人税、住民税及び事業税		31,000		31,997
法人税等調整額		36,183		△ 21,249
法人税等合計		67,184		10,747
当期純利益又は当期純損失（△）		111,026		△ 82,701

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　令和5年1月1日　　至　令和5年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	324,087	324,087	62,500	246,534	309,034	883,122	883,122
当期変動額								
剰余金の配当		△ 110,000	△ 110,000				△ 110,000	△ 110,000

当期純利益					111,026	111,026	111,026	111,026
当期変動額合計	-	△ 110,000	△ 110,000		111,026	111,026	1,026	1,026
当期末残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149

当事業年度（自　令和6年1月1日　　至　令和6年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149
当期変動額								
剰余金の配当		△ 75,000	△ 75,000				△ 75,000	△ 75,000
当期純損失(△)					△ 82,701	△ 82,701	△ 82,701	△ 82,701
当期変動額合計	-	△ 75,000	△ 75,000		△ 82,701	△ 82,701	△ 157,701	△ 157,701
当期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	274,859	337,359	726,447	726,447

［注記事項］

（重要な会計方針）

1．　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備　　5年～15年

器具備品　　3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2．　引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3．　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額 または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

(3) その他営業収益

関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

4．　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

1．　「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日）「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）
1　各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
未収収益	180,384 千円	291,679 千円
未払委託調査費	17,629	当該金額の重要性が乏しいため、 記載を省略しております。

2　有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
建物附属設備	178,214 千円	203,293 千円
器具備品	123,953	137,590

（損益計算書関係）
1　関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
その他営業収益	851,331 千円	759,533 千円
委託調査費	293,500	当該金額の重要性が乏しいため、 記載を省略しております。

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自令和5年1月 1日　至令和5年12月31日）
1．　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	－	－	5,000

2．　配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和5年 3月31日 定時株主総会	普通株式	60,000	12,000	令和4年 12月31日	令和5年 4月3日
令和5年 9月28日 取締役会議	普通株式	50,000	10,000	令和5年 6月30日	令和5年 9月29日

当事業年度（自令和6年1月 1日　至令和6年12月31日）
1．　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	－	－	5,000

2．　配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年 3月26日 定時株主総会	普通株式	75,000	15,000	令和5年 12月31日	令和6年 3月27日

（金融商品関係）
1．　金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に関する取組方針
当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。
(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。
また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。
営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2.　金融商品の時価等に関する事項
前事業年度（令和5年12月31日）
　現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金
　長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

当事業年度（令和6年12月31日）
　現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金
　長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

3.　金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（令和5年12月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	580,329	―	―	―
未収委託者報酬	100,077	―	―	―
未収運用受託報酬	199,607	―	―	―
未収投資助言報酬	2,369	―	―	―
未収収益	180,384	―	―	―
長期差入保証金	―	3,272	―	―
合計	1,062,768	3,272	―	―

当事業年度（令和6年12月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	417,143	―	―	―
未収委託者報酬	98,101	―	―	―
未収運用受託報酬	205,930	―	―	―
未収投資助言報酬	2,546	―	―	―
未収収益	291,679	―	―	―
長期差入保証金	-	2,500	―	―
合計	1,015,401	2,500	―	―

（有価証券関係）
前事業年度（令和5年12月31日）
　該当事項はありません。

当事業年度（令和6年12月31日）
　該当事項はありません。

（デリバティブ関係）
前事業年度（令和5年12月31日）
　該当事項はありません。

当事業年度（令和6年12月31日）
　該当事項はありません。

（退職給付関係）
1.　採用している退職給付制度の概要
　退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2.　簡便法を適用した確定給付制度
　（1）　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	前事業年度（令和5年12月31日）	当事業年度（令和6年12月31日）
退職給付引当金の期首残高	96,373	104,463
退職給付費用	17,077	14,058

退職給付の支払額	8,987	3,365
退職給付引当金の期末残高	104,463	115,156

(2)　退職給付費用

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
退職給付費用（千円）	17,077	14,058

3.　確定拠出制度
確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は18,122千円、当事業年度は18,233千円であります。

（ストックオプション関係）
前事業年度（令和5年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（令和6年12月31日）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （令和5年12月31日）	当事業年度 （令和6年12月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	3,070 千円	2,725 千円
未払費用否認	7,600	8,504
賞与引当金	85,714	103,129
退職給付引当金	31,986	35,261
役員退職慰労引当金	2,903	3,988
資産除去債務	21,964	21,964
繰延税金資産小計	153,240 千円	175,574 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,903	△3,988
評価性引当額小計	△2,903 千円	△3,988 千円
繰延税金資産合計	150,336 千円	171,586 千円

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （令和5年12月31日）	当事業年度 （令和6年12月31日）
法定実効税率	30.62 %	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.46	-
評価性引当金計上	△1.13	-
賃上げ促進税制	△1.59	-
その他	0.34	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.70 %	- %

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

（持分法損益等）
前事業年度（自 令和5年1月 1日　至 令和5年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年1月 1日　至 令和6年12月31日）
該当事項はありません。

（収益認識関係）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）
前事業年度（自令和5年1月 1日　至令和5年12月31日）
［セグメント情報］
当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
1．製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サー

ビスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
1,256,260	56,765	851,331	2,164,358

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3． 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
A社	347,305

（注）運用受託報酬については,顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

当事業年度（自令和6年1月 1日 至令和6年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
979,773	57,503	759,533	1,796,810

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3． 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1． 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自令和5年1月 1日 至令和5年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Barings LLC	米国シャーロット	608,633千米ドル	投資運用業	(被所有)間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	851,491	未収収益	180,384
						運用委託契約	*2運用委託	281,926	未払委託調査費	12,892
						役務の受け入れ	事務及びIT関連サポートの支払	27,435	その他未払金	14,996
						経費の支払	諸経費等の支払	31,511		

当事業年度（自令和6年1月 1日　至令和6年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Barings LLC	米国シャーロット	618,797千米ドル	投資運用業	(被所有)間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	759,533	未収収益	291,679
						運用委託契約	*2運用委託	176,754	未払委託調査費	11,157
						役務の受け入れ	事務及びIT関連サポートの支払	38,799	その他未払金	37,751
						経費の支払	諸経費等の支払	26,173	未払費用	2,721

(2) 兄弟会社等
該当なし

（注）1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
*(1)　情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
*(2)　当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

2.　親会社に関する注記
Barings LLC （非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
１株当たり純資産額	176,829.89円	145,289.53円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	22,205.40円	△16,540.36円

(注)1.　潜在株式調整後１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2.　１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	111,026	△82,701
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	111,026	△82,701
期中平均株式数（千株）	5	5

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関

係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2024年3月末現在）	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2024年3月末現在）	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	
岡三証券株式会社　※1	5,000百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
Ｊトラストグローバル証券株式会社　※1	3,000百万円	
十六ＴＴ証券株式会社　※1	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社　※1	3,000百万円	
広田証券株式会社	600百万円	
ＰＷＭ日本証券株式会社	3,000百万円	
松阪証券株式会社	100百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
みずほ証券株式会社　※1	125,167百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　※1	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※1　募集の取扱いを行ないません。

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （2024年12月末現在）	事業の内容
ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ（シンガポール法人）	12,000千シンガポールドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
ファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
（３）投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。
（３）投資顧問会社
該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 6月27日	有価証券届出書
2024年 6月27日	有価証券報告書
2024年12月27日	有価証券届出書
2024年12月27日	半期報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年３月19日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　松 井 貴 志

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2. ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月11日

ベアリングス・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　松　井　貴　志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア未来成長株式ファンド」の2024年3月28日から2025年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア未来成長株式ファンド」の2025年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表

明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。